# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 27年 9月

総務省政策統括官(統計基準担当)

# 目 次

1	統計調査の承認等の状況(総括表)	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	2
	一般統計調査の中止	3
	届出統計調査の受理	4
2	基幹統計調査の承認	6
	農業経営統計調査(平成27年承認)(農林水産省)	6
	農林業センサス(平成27年承認)(農林水産省)	10
	漁業センサス(平成27年承認)(農林水産省)	13
	作物統計調査(平成27年承認)(農林水産省)	17
	海面漁業生産統計調査(平成27年承認)(農林水産省)	21
	木材統計調査(平成27年承認)(農林水産省)	24
	牛乳乳製品統計調査(平成27年承認)(農林水産省)	26
3	一般統計調査の承認	28
	民間企業の勤務条件制度等調査(平成27年承認)(人事院)	28
	能力開発基本調査(平成27年承認)(厚生労働省)	30
	畜産物流通調査(平成27年承認)(農林水産省)	33
	企業行動に関するアンケート調査(試験調査)(平成27年承認)(内閣府)	35
	労働安全衛生調査(平成27年承認)(厚生労働省)	36
	航空旅客動態調査(平成27年承認)(国土交通省)	38
	環境にやさしい企業行動調査(平成27年承認)(環境省)	39
4	一般統計調査の中止	40
	福祉事務所現況調査(平成27年通知)(厚生労働省)	40
5	届出統計調査の受理	41
(1)	新規	41
	ならの患者体験調査・医療機関調査(平成27年届出)(奈良県)	41
	鳥取県正規・非正規雇用実態調査(平成27年届出)(鳥取県)	43
	短大・専門学校生の生活習慣に関する実態,意識調査(平成27年届出)(福岡市)・	••44
	学校給食実施状況等調査附帯調査(平成27年届出)(長野県)	45

ぶどう	「甲州」の栽培状況調査(平成27年届出)(山梨県)	46
これか	らの図書館サービスのあり方に関するアンケート(平成27年届出)(北方	ι州
市)		47
食ブラ	ンド認知度調査(平成27年届出 ) ( 福井県 )	49
青森県	男女共同参画に関する意識調査(平成27年届出)( 青森県 )	51
県産食	材ニーズ調査(平成27年届出)( 山梨県 )	52
北九州	市の特別支援教育に関する調査(企業向け)(平成27年届出)(北九州市)	53
北九州	市の特別支援教育に関する調査 (保護者向け)(平成27年届出)(北九州市)	54
(2) 変勢	<b>更</b>	55
労働条	件・労働福祉実態調査(平成27年届出)( 愛知県 )	55
東京都	福祉保健基礎調査(平成27年届出)(東京都)	56
山梨県	男女共同参画に関する県民意識・実態調査(平成27年届出)( 山梨県 )	57
県民の	健康に関するアンケート(平成27年届出)( 埼玉県 )	58
県民健	康・栄養実態調査(平成27年届出)( 新潟県 )	59
県民健	康実態調査(平成27年届出)(茨城県)	61
山口県	鉱工業生産動態統計調査(平成27年届出)( 山口県 )	62
愛媛県	産業廃棄物実態等調査(平成27年届出)(愛媛県)	63
県民健	康・栄養調査(平成27年届出)( 神奈川県 )	67
民間資	源回収実態調査(平成27年届出)(福井県)	68

#### [利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあっては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあっては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の 指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたもの

については、基幹統計に移行している。

- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

# 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実 施 者	主 な 承 認 事 項 承認年月日
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正 により、組織再編を行うこ とに伴う調査組織の変更
農林業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正 により、組織再編を行うこ とに伴う調査組織の変更
漁業センサス	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正 により、組織再編を行うこ とに伴う調査組織の変更
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正 により、組織再編を行うこ とに伴う調査組織の変更
海面漁業生産統計調 査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正 により、組織再編を行うこ とに伴う調査組織の変更
木材統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改 正により、組織再編を行 うことに伴う調査組織の 変更 調査事項の変更 用合板の生産量に 係る厚さ区分の変更 イ)針葉樹構造用合板に 係る入出荷量、在庫量 等の事項を追加
牛乳乳製品統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 農林水産省設置法の改正 により、組織再編を行うこ とに伴う調査票様式の変更

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

# ○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称		実施者			
H27. 9. 2	民間企業の勤務条件制度等調査	人	事 『	完 絹	総	裁
H27. 9. 8	能力開発基本調査	厚生	:労	働	大	臣
Н27. 9. 11	畜産物流通調査	農材	水	産	大	臣
Н27. 9. 16	企業行動に関するアンケート調査(試験調査)	内閣	総	理	大	臣
Н27. 9. 16	労働安全衛生調査	厚生	:労	働	大	臣
Н27. 9. 18	航空旅客動態調査	国土	: 交	通	大	臣
Н27. 9. 25	環境にやさしい企業行動調査	環	境	大		田

# 一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者		
H27.9.16	福祉事務所現況調査	厚生労働大臣		

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

# 届出統計調査の受理

# (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称		3	実施者	ί	
H27.9.1	ならの患者体験調査・医療機関調査	奈	良	県	知	事
H27.9.1	鳥取県正規・非正規雇用実態調査	鳥	取	県	知	事
H27.9.1	短大・専門学校生の生活習慣に関する実態、意識調査	福	岡		市	長
H27.9.2	学校給食実施状況等調査附帯調査	長野	見 教育	香委員	会委	員長
H27.9.3	ぶどう「甲州」の栽培状況調査	青	森	県	知	事
H27.9.7	これからの図書館サービスのあり方に関するアンケート	北九	,州市教	育委	員会委	員長
H27.9.11	食ブランド認知度調査	福	井	県	知	事
H27.9.14	青森県男女共同参画に関する意識調査	青	森	県	知	事
H27.9.18	県産食材ニーズ調査	Щ	梨	県	知	事
H27.9.18	北九州市の特別支援教育に関する調査(企業向け)	北九	,州市教	育委	員会委	員長
H27.9.29	北九州市の特別支援教育に関する調査(保護者向け)	北九	,州市教	育委	員会委	員長

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

# (2) 変更

受理年月日	統計調査の名称			実施者		
H27.9.3	労働条件・労働福祉実態調査	愛	知	県	知	事
H27.9.7	東京都福祉保健基礎調査	東	京	都	知	事
H27.9.7	山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査	Щ	梨	県	知	事
H27.9.10	県民の健康に関するアンケート	埼	玉	県	知	事
H27.9.11	県民健康・栄養実態調査	新	潟	県	知	事
H27.9.17	県民健康実態調査	茨	城	県	知	事
H27.9.17	山口県鉱工業生産動態統計調査	Щ		県	知	事
H27.9.18	愛媛県産業廃棄物実態等調査	愛	媛	県	知	事
H27.9.25	県民健康・栄養調査	神	奈	川県	知	事
H27.9.25	民間資源回収実態調査	福	井	県	知	事

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調查名】 農業経営統計調查(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

- 【目 的】 統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、農業経営統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 現金出納帳 2 作業日誌 3 経営台帳(個別経営体用) 4 経営台帳(組織法人経営体用) 5 経営台帳(任意組織経営体用)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(営農類型別経営統計:調査実施年の翌年7月、 10月、農畜産物生産費統計:調査実施年の翌年6月、7月、8月、10月)

#### 【調査票名】 1-現金出納帳

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)2005年農林業センサス、2010年農林業センサス、平成22年集落営農実態調査
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,447/2,830,312 (配布)職員又は統計調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン・その他(職員調査) (記入)自計 (把握時)月末現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所 報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 1.収入・支出(農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。) 2.家計または農業生産関連事業に使った生産物(自営に使用する生産費該当生産物) 3.農外等収入、4.農外等支出

#### 【調査票名】 2-作業日誌

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)2005年農林業センサス、2010年農林業センサス、平成22年集落営農実態調査
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,447/2,830,312 (配布)職員又は統計調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン・その他(職員調査) (記入)自計 (把握時)月末現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局・報告者、(北海道) 農林水産省-北

海道農政事務所 報告者、(沖縄県) 農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 1.作業区分、作業者名、1日当たり標準労働時間、作業日、2.労働時間(日付、作物名、作業内容、家族・住み込みの年雇及び雇用別労働時間) 3.生産費該当品目に使用した資材(品名、数量)

## 【調査票名】 3-経営台帳(個別経営体用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)2005年農林業センサス、2010年農林業センサス

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,866/2,815,988 (配布)職員又は統計調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン・その他(職員調査) (記入)併用 (把握時)年末現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所 報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年

【調査事項】 1.世帯員(氏名、性別、生年月、就業状況等) 2.土地(1)総括表 (種類、地目、ほ場名・地番、土地台帳面積又は総面積、課税評価額、負担 割合等)(2)異動表(移動事由、異動年月、種類、地目、異動後の地目、 異動面積 ) 3.建物及び自動車・農機具(1)総括表(種類、構造、新古 区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、 部門別の負担割合等)(2)異動表(異動事由、異動年月、種類、構造、異 動延べ面積 ) 4.植物(1)総括表(種類、品種、植栽年月、取得価額又 は成園価額、年始め植栽面積 ) (2) 異動表(異動事由、異動年月、種類、 品種、植栽年月、異動面積 ) 5 . 牛馬 ( 1 ) 総括表 ( 種類、品種、販売目 的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭 数等 ) (2) 異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、 成畜に達した年月、頭数等 ) 6 . 中小動物 (種類、品種、性別、生産年月、 取得年月、頭羽数 ) 7 . 現物在庫(1)未処分農産物(品目、数量)(2) 農業生産資材(品目、該当部門、数量) 8.現金・預貯金等及び借入金(1) 現金・預貯金及び売掛未収入金(区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、 年末現在高、農業負担割合)(2)借入金及び買掛未払金(区分、名称、年 始現在高、負担割合、年末現在高、負担割合 ) 9 . 自給牧草 (1)作付面 積・生産量(種類、作付面積、牧草生産量、収穫回数)(2)牧草費用価減 価償却配賦表(資産等、種類、構造・型式、牧草名等) 10.調査客体概況(1)営農類型別統計関連項目、(2)農産物生産費統計関連共通項目、(3)米生産費統計関連項目、(4)麦類・大豆・畑作物生産費統計、(5)牛乳生産費・肉用牛生産費・肥育豚生産費統計関連共通項目、(6)牛乳生産費統計関連項目、(7)子牛生産費統計関連項目、(8)肥育豚生産費統計関連項目

## 【調査票名】 4-経営台帳(組織法人経営体用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)2010年農林業センサス、平成2 2年集落営農実態調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)369/10,597 (配布)職員又は統計調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン・その他(職員調査) (記入)併用 (把握時)年末現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局・報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター・報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年

【調査事項】 1.貸借対照表(1)固定資産細分配賦表(植物及び動物、建物・構築物及び自動車・農機具、土地、その他)(2)流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表、2.損益計算書(1)農業収入、(2)農業生産関連事業収入の内訳、(3)制度受取金、積立金等の内訳、(4)農作業受託収入の内訳、(5)事業収入計、(6)事業外収支の内訳、(7)科目配賦表、(8)法人税等引当額、3.調査客体概況(1)水陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付面積等、(2)野菜及び花きの作付面積、(3)果樹(茶、桑を含む。)の植栽面積等、(4)畜産物の販売状況等、(5)農作業受託及び生産調整田面積、(6)構成員の状況等、(7)事業従事者数、(8)投資と資金、(9)経営耕地面積等、(10)決算期

#### 【調査票名】 5 - 経営台帳(任意組織経営体用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)212/3,727 (配布)職員又は 統計調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン・その他(職員調査) (記 入)併用 (把握時)年末現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林 水産省-地方農政局・報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所 報告者、(沖縄県) 農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産センター - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年

【調査事項】 1.建物及び自動車・農機具(1)総括表(種類、構造、新古区分、取得 年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の 負担割合等 》 (2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面 積 ) 2 . 植物 (1) 総括表 (種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価 額、年始め植栽面積)(2)異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、植 栽年月、異動面積 ) 3 . 牛馬 ( 1 ) 総括表 ( 種類、品種、販売目的区分、 性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭数等)(2) 異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した 年月、頭数等 ) 4 . 中小動物 (種類、品種、性別、生産年月、取得年月、 頭羽数 ) 5 . 現物在庫(1)未処分農産物(品目、数量)(2)農業生産 資材(品名、該当部門、数量) 6.現金・預貯金等及び借入金(1)現金・ 預貯金及び売掛未収入金(区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末 現在高、農業負担割合)(2)借入金及び買掛未払金(区分、名称、年始現 在高、負担割合、年末現在高、負担割合 ) 7 . 調査客体概況(1)水陸稲、 麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付け面積等、(2) 野菜及び花きの作付面積、(3)果樹(茶、桑を含む。)の植栽面積等、(4) 畜産物の販売状況等、(5)農作業受託及び生産調整田面積、(6)構成員の 状況等、(7)事業従事者数、(8)経営耕地面積等、(9)決算期

【調査名】 農林業センサス(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

- 【目 的】 本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、 農林業構造統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、我が国 の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料 を整備することを目的とする。
- 【沿 革】 我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づ いて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行 われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。 このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農 業センサス」であるが、その後は、昭和30年に「昭和30年臨時農業基本調査」 として、別個の形の調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業 センサス」からは、世界センサスに林業に関する調査が加えられた。平成2年調 査の「1990年世界農林業センサス」から、新たに「農業サービス事業体調査」 が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、 小規模農家の調査の簡略化などかつてない大幅な改正が行われている。平成12 年調査の「2000年世界農林業センサス」から、新たに「林業サービス事業体 等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見 直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。ま た、平成17年調査の「2005年農林業センサス」から、農林業の基本的構造 を経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る 調査を農林業経営体に係る調査に再編成(統合)し、農業と林業に分かれていた 地域調査を農山村地域調査に再編成し、林業に係る調査を5年周期とするなどの 大規模な改正が行われている。
- 【調査の構成】 1 農林業経営体調査票 2 農山村地域調査票(市区町村用) 3 農山村地域調査票(農業集落用)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:平成27年11月末日、詳細:平成28 年3月末以降)

# 【調査票名】 1 - 農林業経営体調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農林業経営体 (属性)農林業経営体(試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画若しくは森林施業計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200

- 立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。以下同じ。) (抽 出枠)農林業経営体客体候補名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,730,000 (配布)調査員・職員 (取集)調査員・オンライン・職員 (記入)自計 (把握時)平成27年2月 1日現在 (系統)農林水産省-都道府県-市町村-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施) (実施期日) 平成26年12月15日~平成27年2月28日、ただし、農林水産大臣 が指定する市区町村:平成26年12月1日~平成27年3月31日
- 【調査事項】 1.経営の態様に関する事項、2.世帯の状況に関する事項、3.農業経営の特徴に関する事項、4.経営耕地面積等に関する事項、5.農業用機械の所有に関する事項、6.農業労働力に関する事項、7.農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、8.農産物の販売金額等に関する事項、9.農作業委託及び受託の状況に関する事項、10.保有山林面積に関する事項、11.林業労働力に関する事項、12.育林面積等及び素材生産量に関する事項、13.林産物の販売金額等に関する事項、14.林業作業の受託の状況に関する事項、15.その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

## 【調査票名】 2-農山村地域調査票(市区町村用)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市区町村 (抽出枠)調 査実施年の2月1日現在の市区町村のすべて
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,900 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年2月1日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施) (実施期日) 平成27年4月1日~平成27年6月30日
- 【調査事項】 1.農地・森林の状況等に関する事項、2.地域資源の保全・活用状況に関する事項、3.総土地面積・林野面積に関する事項、4.農業集落の立地条件等に関する事項、5.その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

#### 【調査票名】 3-農山村地域調査票(農業集落用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業集落 (属性)農業集落(全域が市街化区域の農業集落を除く。) (抽出枠)農林業センサス農業集落名簿

- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)140,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成27年2月1日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、( 北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、( 沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施) (実施期日) 平成27年4月1日~平成27年6月30日
- 【調査事項】 1.農地・森林の状況等に関する事項、2.地域資源の保全・活用状況に関する事項、3.総土地面積・林野面積に関する事項、4.農業集落の立地条件等に関する事項、5.その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

【調査名】 漁業センサス(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

- 【目 的】 本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、 漁業構造統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、我が国の 漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実 態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備す ることを目的とする。
- 【沿 革】 第1次漁業センサスは、農林水産業調査(指定統計第3号)の一環として昭和24年3月1日現在で行われた。第2次漁業センサス(昭和29年1月1日。漁業従事者世帯調査は、昭和28年11月1日現在)から指定統計第67号として5年目ごとに行う方針がとられたが、昭和33年には、これに代えて、沿岸漁業臨時調査(指定統計第96号)が行われた。2013年漁業センサスは、すべての調査票をOCR対応調査票に変更された。また、海面漁業調査のうち、団体経営体向けの3つの調査票(会社用、漁業協同組合等用及び共同経営用)を団体経営体用として統合された。
- 【調査の構成】 1-漁業経営体調査票(個人経営体用・団体経営体用) 2-漁業管理組織調査票 3-海面漁業地域調査票 4-内水面漁業経営体調査票 (個人経営体用・団体経営体用) 5-内水面漁業地域調査票 6-流通加工調査 魚市場調査票 7-流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:平成26年8月末、詳細:平成26年1 2月末)
- 【調査票名】 1 漁業経営体調査票(個人経営体用・団体経営体用)
  - 【調査対象】 (地域)原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村 (単位)漁業経営体 (属性)漁業経営体 (抽出枠)客体名簿(市区町村が作成する名簿)
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)115,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成25年11月1日現在(一部の項目については、過去1年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日)の実績) (系統)農林水産省-都道府県-市区町村-調査員-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年10月15日~平成25年11月20日
  - 【調査事項】 1.漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、2.

個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

#### 【調査票名】 2 - 漁業管理組織調査票

- 【調査対象】 (地域)原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(単位)漁業管理組織 (属性)漁業管理組織 (抽出枠)客体名簿(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿)
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,700 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成25年11月1日現在(一部の項目について は、過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日)の実績) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年10月15日~平成25年11月20日
- 【調査事項】 1.漁業管理組織の概要、2.漁業管理の内容

#### 【調査票名】 3 - 海面漁業地域調査票

- 【調査対象】 (地域)原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(単位)漁業協同組合 (属性)漁業協同組合 (抽出枠)客体名簿(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿)
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成25年11月1日現在(一部の項目について は、過去1年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日)又は 過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日)の実績) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年10月15日~平成25年11月20日

【調査事項】 1.生産条件、2.活性化の取組

- 【調査票名】 4-内水面漁業経営体調査票(個人経営体用・団体経営体用)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)漁業経営体 (属性)1.内水面漁業に係る漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む漁業経営体、2.内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営む漁業経営体 (抽出枠)客体名簿(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿)
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,500 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成25年11月1日現在(一部の項目について は、過去1年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日)の実績) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年10月15日~平成25年11月20日
  - 【調査事項】 1.漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況、 2.個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
- 【調查票名】 5-内水面漁業地域調查票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)内水面組合 (属性)内水面組合 (抽出枠)客 体名簿(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水 産センターの長が作成する名簿)
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成25年11月1日現在(一部の項目について は、過去1年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日)の実績) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年10月15日~平成25年11月20日
  - 【調査事項】 1.組合員数、2.漁場環境、3.遊漁の状況、4.活性化の取組、5. その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項

- 【調査票名】 6 流通加工調査 魚市場調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)魚市場 (属性)魚市場 (抽出枠)客体名簿(地 方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター の長が作成する名簿)
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)900 (配布)調査員 (取集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年1月1日現在(一部の項目については、過去1年間(平成25年1月1日から平成25年12月31日)の実績) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局・調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年12月15日~平成26年1月31日
  - 【調査事項】 1.魚市場の施設及び取扱高、2.その他魚市場の現況を把握するために 必要な事項
- 【調査票名】 7 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所 (抽出枠)客体名簿(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターの長が作成する名簿)
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)12,000 (配布)調査員 (取集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年1月1日現在(一部の項目については、平成25年11月1日現在又は過去1年間(平成25年1月1日から平成25年12月31日)の実績) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年12月15日~平成26年1月31日
  - 【調査事項】 1.事業内容、2.従業者数、3.その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況 を把握するために必要な事項

【調査名】 作物統計調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

- 【目 的】 本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、 作物統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成することにより耕 地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備するこ とを目的とする。
- 【調査の構成】 1 耕地面積調査 2 作付面積調査 3 作柄概況調査 4 予想収 穫量調査 5 - 収穫量調査 6 - 被害応急調査 7 - 共済減収調査
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。1.耕地面積調査は、10月下旬、2.作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬~翌年の2月上旬の間、3.作柄概況調査は、7月~9月の各下旬、4.予想収穫量調査は、10月下旬、5.収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬~翌年5月下旬までの間、6.被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、7.共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。)

#### 【調査票名】 1 - 耕地面積調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40007約200000 (配布)職員又は調査員による実測調査 (取集)職員又は調査員による実測調査 (記入)他計 (把握時)毎年7月15日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター

【周期·期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月上旬~7月下旬

【調査事項】 1. 耕地の田畑別面積、2.耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

#### 【調查票名】 2-作付面積調查

- 【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。) (単位) 圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2.農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3.耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)
- 【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)7,820/2692 0(水稲を除く) (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) 水稲

以外の作物(郵送・オンライン) (取集)水稲(職員又は調査員による実 測調査)水稲以外の作物(郵送・オンライン) (記入)併用 (把握時) 作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 (系統)(地方農政局の管 轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北 海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局 -農林水産センター-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)(水稲)7月上旬~7月下旬、(水稲以外の作物)農林水産省大臣官房統計部長(以下「統計部長」という。)が定める時期

【調査事項】 作物の種類別作付面積

#### 【調査票名】 3-作柄概況調査

【調査対象】 (地域)全国 (7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (取集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統)(地方農政局の管轄区域)農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者

【周期・期日】 (周期)年3回 (実施期日)(7月15日現在調査)7月上旬~7月 中旬、(8月15日現在調査)8月上旬~8月中旬、(もみ数確定期調査) 統計部長が定める調査期日

【調査事項】 水稲の時期別の作柄概況

# 【調査票名】 4-予想収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約200000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (取集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)毎年10月15日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道)農林水産省-北海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月上旬~10月中旬

【調査事項】 水稲の予想収穫量

#### 【調査票名】 5-収穫量調査

- 【調査対象】 (地域)全国(作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年 又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。) (単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)1.圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、 その他の関係団体、3.耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)
- 【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)約95000/約1000000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) 水稲以外の作物(郵送・オンライン(調査客体の一部)) (取集)水稲(職員又は調査員による実測調査) 水稲以外の作物(郵送・オンライン(調査客体の一部)) (記入)併用 (把握時)作物ごとの収穫期 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省・地方農政局・報告者、(北海道) 農林水産省・北海道農政事務所・報告者、(沖縄県) 農林水産省・内閣府沖縄総合事務局・農林水産センター・報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)(水稲)水稲の収穫期、(水稲以外の作物)調 査票の提出予定時期については、統計部長が定める時期
- 【調査事項】 作物の種類別収穫量(水稲にあってはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあっては出荷量を含む。花きにあっては出荷量に限る。)

# 【調査票名】 6-被害応急調査

- 【調査対象】 (地域)作物について重大な被害が発生したと認められる地域 (単位) 圃場 (属性)圃場
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (配布)職員による実測調査 (取集)職員による実 測調査 (記入)他計 (把握時)農作物に重大な被害が発生したとき (系 統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府 沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)作物について重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。
- 【調査事項】 災害等を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量

# 【調査票名】 7-共済減収調査

- 【調査対象】 (地域)農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに統計部長が定める都道府県 (単位)圃場 (属性)圃場
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)職員又は調査員による実測調査 (取集) 職員又は調査員による実測調査 (記入)他計 (把握時)作物ごとの収穫

期、又は暴風雨が発生したとき (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林 水産省 - 地方農政局 - 報告者、(北海道) 農林水産省 - 北海道農政事務所 - 報告者、(沖縄県) 農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農林水産セン ター - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)原則として収穫期に行う。ただし、品目によっては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 海面漁業生産統計調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

- 【目 的】 本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、 海面漁業生産統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、海面 漁業(注1)の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備する ことを目的とする。 (注1)「海面漁業」とは、海面(浜名湖、中海、加茂湖、 サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。以下同じ。)における水産動植物の採捕又 は養殖の事業をいう。
- 【調査の構成】 1 稼動量調査票 2 海面漁業漁獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用) 3 海面養殖業収獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用)
- 【公表】 インターネット及び印刷物(概要:調査実施年の4月30日、詳細:逐次)

# 【調査票名】 1 - 稼動量調査票

- 【調査対象】 (地域)海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村 (単位)世帯、事業所 (属性)海面漁業経営体 (抽出枠)稼働量調査客体名簿 (海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類のうち、漁獲成績報告書等が活用できない漁業種類について調査実施年の前々年に営み、かつお・まぐろ類の漁獲があったもの)
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)760 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)毎年1月1日~12月31日 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-(統計調査員)-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-(統計調査員)-報告者、(沖縄県)農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-(統計調査員)-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年1月1日~3月31日

- 【調査事項】 1.海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した漁船名及びトン数、2.漁業種類別の出漁日数、3.その他前1.及び2.に関連する事項
- 【調査票名】 2 海面漁業漁獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用) 【調査対象】 (地域)海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第 86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村 (単位)世帯、 事業所、組合 (属性)海面漁業経営体及び水揚機関 (抽出枠)前年の調 査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関

で把握できない漁業経営体等名簿

- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,930 (配布)水揚機関用:調査員、漁業経営体用:郵送、一括調査用:調査員 (取集)水揚機関用:調査員、漁業経営体用:郵送、一括調査用:調査員 (記入)併用 (把握時)毎年1月1日~12月31日 (ただし、かつお・まぐろ類については、半年毎(1月1日~6月30日、7月1日~12月31日)に調査を行う。) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-(統計調査員)-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-(統計調査員)-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-(統計調査員)-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (ただし、かつお・まぐろ類は半年) (実施期日)毎年 1月1日~3月31日(ただし、半年毎に行うものにあっては、毎年1月 1日~3月31日及び7月1日~9月30日)
- 【調査事項】 1.(水揚機関用・漁業経営体用) 漁業種類別及び生産物種類別の生産量、2.(一括調査用) 漁業種類・規模別の漁労体数、1漁労体当たり平均漁獲量
- 【調査票名】 3 海面養殖業収獲統計調査票(水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用) 【調査対象】 (地域)海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第 86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村 (単位)世帯、 事業所、組合 (属性)海面漁業経営体及び水揚機関 (抽出枠)前年の調 査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機 関で把握できない養殖業経営体名簿
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,770 (配布)水揚機関用:調査員、漁業経営体用:郵送、一括調査用:調査員 (取集)水揚機関用:調査員、漁業経営体用:郵送、一括調査用:調査員 (記入)併用 (把握時)毎年1月1日~12月31日 (ただし、のり類及びかき類については、半年毎(1月1日~6月30日、7月1日~12月31日)に調査を行う。) (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-(統計調査員)-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-(統計調査員)-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-(統計調査員)-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)年 (ただし、のり類及びかき類は半年) (実施期日)毎年 1月1日~3月31日(ただし、半年毎に行うものにあっては、毎年1月 1日~3月31日及び7月1日~9月30日)
  - 【調査事項】 1 .(水揚機関用・漁業経営体用) 水揚機関名・漁業経営体名、養殖魚

種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量、2.(一括調査用) 養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収 獲量 【調查名】 木材統計調查(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目 的】 本調査は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、 木材統計(法第2条第4項第3号に規定する基幹統計)を作成し、素材生産並び に木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を 整備することを目的とする。

【調査の構成】 1-基礎調査票 2-製材月別調査票 3-合単板月別調査票

【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:[基礎調査票]調査実施年の翌年4月20日、[製材月別調査票及び合単板月別調査票]調査実施月の翌月の25日、詳細:逐次)

## 【調査票名】 1-基礎調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「一般製材業」、「単板(ベニヤ)製造業」、「木材チップ製造業」及び「合板製造業」に属する事業所 (ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所) (抽出枠)産業分類に掲げる中分類「一般製材業」、「単板(ベニヤ)製造業」、「木材チップ製造業」及び「合板製造業」に属する事業所
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,900/8,500 (配布)郵送・ 調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)併用 (把 握時)毎年12月31日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水 産省-地方農政局-調査員-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政 事務所-調査員-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局 -農林水産センター-調査員-報告者
- 【周期·期日】 (周期)年 (実施期日)配布:毎年1月上旬、回収:毎年1月11日 ~2月9日
- 【調査事項】 1.製材工場等の名称・所在地及び代表者の氏名、2.製材に用いる動力の出力数、3.従業者数、素材の入荷量(転売量を含む。以下同じ。)消費量及び在庫量、4.製材品の出荷量及び在庫量、5.木材チップの生産量及び在庫量、6.合板の生産量及び在庫量

#### 【調査票名】 2-製材月別調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)産業分類に掲げる中分類「木材・ 木製品製造業(家具を除く)」のうち、「一般製材業」に属する事業所かつ出

- 力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所 (抽出枠)産業分類に掲 げる中分類「一般製材業」に属する事業所
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200/6,700 (配布)郵送・ オンライン (取集)郵送・オンライン・FAX (記入)自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政 局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
- 【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)配布:毎年1月上旬、回収:調査実施月の翌月16日
- 【調査事項】 1.製材に用いる動力の出力数、2.素材の入荷量、消費量及び在庫量、3.製材品の生産量、出荷量及び在庫量、4.製材用素材の消費見込量その他製材についての実態をは握するために必要な事項

#### 【調査票名】 3-合単板月別調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)産業分類に掲げる中分類「木材・ 木製品製造業(家具を除く)」のうち、「単板(ベニヤ)製造業」及び「合板 製造業」に属する事業所 (抽出枠)産業分類に掲げる中分類「単板(ベニヤ)製造業」又は「合板製造業」に属する事業所
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)70/200 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)(地方農政局の管轄区域) 農林水産省-地方農政局-報告者、(北海道) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、(沖縄県) 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者
- 【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)配布:毎年1月上旬、回収:調査実施月の翌 月16日
- 【調査事項】 1.素材の入荷量、消費量及び在庫量、2.合板の入荷量、生産量、出荷量、消費量及び在庫量、3.その他合板についての実態をは握するために必要な事項

【調查名】 牛乳乳製品統計調查(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

- 【目 的】 牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行 政の基礎資料を整備することを目的とする。
- 【沿 革】 昭和25年に畜産物調査(指定統計第33号)として、牛乳及び鶏卵の生産量調査を開始、昭和28年から飲用牛乳及び乳製品を対象に加えた。昭和46年に鶏卵及び集乳所を対象から除外するとともに、現在の名称に変更した。昭和57年に牛乳処理場の基準を30トンから300トンに変更するとともに、調査項目にクリーム等を追加し、加糖粉乳等を廃止した。平成14年に基礎調査を職員による調査から統計調査員又は職員による調査方法に、月別調査の調査票様式をOCR対応にする等の変更を行った。平成16年に「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年厚生省令第52号)の改正に伴い、牛乳、加工乳の定義の変更(業務用(製菓・加工原料用)の追加、成分調整牛乳の新設等)を行った。また、平成18年には、1.調査の範囲及び対象の変更(牛乳処理場、乳製品工場を管理する本社を新たに調査対象に追加、下限基準の整理による月別調査対象工場数の削減)2.調査方法の変更(郵送調査の導入),3.調査票の整理(3票の月別調査票の一枚化、乳製品の月末在庫量把握のための月別調査票(本社用)の新設)4.調査事項の変更(送受乳量に係る生産者・集乳所別、市町村別欄等の削除、乳製品在庫量の追加等)など大幅な改正を行った。
- 【調査の構成】 1-月別調査票(本社用) 2-基礎調査票 3-月別調査票(牛乳処理場・乳製品工場用)
- 【公 表】 〔基礎調査〕全国結果表の概要(調査の翌年3月20日までに)〔月別調査〕 結果の公表(調査月翌月の25日までに)
- 【調査票名】 1-月別調査票(本社用)
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類0913-処理牛乳・乳飲料製造業及び0914-乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く。)に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場(農林水産大臣が告示で定める規模に満たないものを除く。)を管理する本店又は主たる事務所 (抽出枠)牛乳乳製品調査名簿
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)15/15 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)農 林水産省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 乳製品の月末在庫量

## 【調査票名】 2-基礎調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類0913-処理牛乳・乳飲料製造業及び0914-乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く。)に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場(農林水産大臣が告示で定める規模に満たないものを除く。) (抽出枠)牛乳乳製品調査名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)699 (配布)郵送・調査員・オンライン (取集)郵送・調査員・オンライン (記入)併用 (把握時)毎年12月31 日現在 (系統)農林水産省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年1月

【調査事項】 1.経営組織、2.常用従業者数、3.生乳の送受乳量及び生乳の処理内 訳、4.牛乳等の生産量及び出荷状況、5.飲用牛乳等の容器容量別生産量、 6.生産能力、7.乳製品の生産量及び年末在庫量

#### 【調査票名】 3-月別調査票(牛乳処理場・乳製品工場用)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類0913-処理牛乳・乳飲料製造業及び0914-乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く。)に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場(農林水産大臣が告示で定める規模に満たないものを除く。) (抽出枠)牛乳乳製品調査名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)429 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末現在 (系統)農 林水産省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 1.生乳の送受乳量及び繰越、繰入量、2.生乳の処理量、3.牛乳等の生産量、4.飲用牛乳等の都道府県別出荷量、5.乳製品の生産量及び月末 在庫量 一般統計調査の承認

【調査名】 民間企業の勤務条件制度等調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月2日

【実施機関】 人事院職員福祉局職員福祉課

- 【目 的】 本調査は、民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、退職管理及 び災害補償法定外給付等の諸制度を調査し、公務員の勤務条件検討のための基礎 資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和46年に開始され、以後毎年実施されている。旧統計法(昭和22年法律第18号)下では「届出統計調査」として扱われてきたが、全部改正された新統計法(平成19年法律第53号)により、一般統計調査として扱われることになった。なお、人事院では、民間企業退職金実態調査を昭和36年度からおおむね5~6年ごとに民間企業の退職金に関して実施してきたが、平成18年調査は「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」(平成18年4月28日閣議決定)において、人事院が諸外国の公務員年金や、民間の企業年金及び退職金について調査を実施することとされたことを受け、「民間企業退職給付(企業年金・退職一時金等)調査」として実施したところであるが、当該調査の平成23年調査の実施に当たっては、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施の観点から、本調査において退職給付制度等に関する事項として実施した。

【調査の構成】 1-民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【公 表】 プレス、インターネット及び印刷物(調査実施年の翌年9月末予定)

【調査票名】 1-民間企業の勤務条件制度等調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類 のうち、「農業,林業」、「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常勤の従業者数50人以上の民営企業 (抽出枠)職種別民間給与実態調査対象企業名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,363/42,904 (配布)郵送・職員 (取集)郵送・職員 (記入)併用 (把握時)平成27年10 月1日現在 (系統)人事院-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~同年11月20日

【調査事項】 1.基本属性(1)企業全体の常勤従業員数、(2)主な事業内容、2. 従業員の労働時間の管理方法(1)出退勤時間の把握方法、(2)実労働時 間の把握方法、3. 社宅の状況等(1) 社宅の保有の有無、転勤の有無等、(2) 社宅の保有割合、使用料等、4.業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度、5.従業員の退職管理等の状況(1)定年制の状況、(2)定年制の今後の変更予定、(3) 継続雇用制度の状況、(4) 退職給付制度の状況、(3)

【調査名】 能力開発基本調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月8日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

【目 的】 本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正 社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

【調査の構成】 1-能力開発基本調査(企業票) 2-能力開発基本調査(事業所票) 3-能力開発基本調査(個人票)

【公 表】 インターネット(厚生労働省 HP 及び e-Stat)及び印刷物(調査実施年翌年の3月)

# 【調査票名】 1-能力開発基本調査(企業票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」に該当する市町村を除く。) (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営企業。「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「金融業,保険業」「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専門・技術サービス業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,200/144,000 (配布) 郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月1 日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施 前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月1日~12月8日

【調査事項】 1.企業の概要 (1)企業全体の常用労働者数、2.OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用 (1)OFF-JT及び自己啓発支援の支出状況、(2)OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用、3.能力開発の考え方、4.能力開発の実績・見込み、5.事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者 (1)事業内職業能力開発計画の作成状況、(2)事業内職業能力開発計画の作成方法、(3)職業能力開発推進者の選任状況、(4)職業能力開発推進者の選任方法、6.教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務制度の導入状況 (1)教育訓練休暇制度の導入状況・導入予定、(2)教育訓練短時間勤務制度の導入状況・導入予定、(3)教育訓練休暇制度又

【調査票名】 2-能力開発基本調査(事業所票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」に該当する市町村を除く。) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,000/217,000 (配布) 郵送 (取集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月 1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実 施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見 込) (系統)配布:厚生労働省-民間事業者-報告者、回収:報告者-(調 査員)-民間事業者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月1日~12月8日

【調査事項】 1.事業所の概要 (1)企業全体の常用労働者数、(2)事業所の常用 労働者数、(3)事業所の離職者数、2.教育訓練の実施に関する事項 (1) OFF-JTの実施状況、(2)実施したOFF-JTの教育訓練機関の種 類、(3)実施したOFF-JTの内容、(4)計画的なOJTの実施状況、 3.人材育成 (1)人材育成に関する問題点、4.労働者のキャリア形成 支援 (1)キャリア・コンサルティングを行うしくみの導入状況、(2) キャリアに関する相談を行っている時期、(3)キャリアに関する相談を行 っている目的、(4)キャリア・コンサルティングを行ううえでの問題点、(5) キャリア・コンサルタントの導入状況、(6)キャリア・コンサルティング を行っていない場合のその理由、(7)ジョブ・カード制度の認知状況、(8) 労働者に対する自己啓発への支援の内容、5.労働者の職業能力評価 (1) 職業能力評価の実施状況、(2)職業能力評価における検定・資格の利用状 況、(3)検定・資格を受検する労働者に対する費用補助の状況、(4)職業 能力評価の活用状況、(5)職業能力評価の取組における問題点、6.技能 検定 (1)技能検定の認知状況、(2)技能検定の利点、(3)技能検定の 問題点、7.技能の継承 (1)技能継承の取組状況

# 【調査票名】 3-能力開発基本調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、福島原発事故により設定された「避難指示区域」に該当する市町村を除く。) (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用されている常用労働者。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)」 (抽出枠)事業所を第1次抽出単位、その事業所に雇用されている労働者を第2次抽出単位とし、事業所は事業所調査の調査対象事業所とし、労働者は雇用形態を層とする層化二段無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)28,200/19,821,000 (配布)調査員 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統)配布:厚生労働省-民間事業者-調査員-調査対象事業所-報告者、回収:報告者-(調査員)-民間事業者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月15日~12月22日

【調査事項】 1.労働者の属性 (1)性別、(2)年齢、(3)就業状態、(4)最終学歴、(5)雇用形態、(6)勤続年数、(7)業務、(8)役職、(9)1週間の就業時間、2.会社を通して受講した教育訓練 (1)OFF-JTの受講状況、(2)受講したOFF-JTの延べ受講時間、(3)受講したOFF-JTの業務における役立ち度、3.自己啓発 (1)自己啓発の実施状況、(2)自己啓発の実施内容、(3)自己啓発の実施時間、(4)自己啓発の自己負担費用、(5)自己啓発の費用補助の状況、(6)自己啓発の費用補助額、(7)自己啓発を行った理由、(8)自己啓発の業務における役立ち度、(9)社外で実施する自己啓発に対する職場の協力状況、(10)自己啓発の問題点、4.これからの職業生活設計 (1)職業生活設計に対する考え方、(2)キャリア・コンサルティングの経験の有無、(3)キャリア・コンサルティングの役立ち度(5)キャリア・コンサルタントによる相談の利用意向、(6)教育訓練休暇制度の有無及び利用状況、(7)教育訓練休暇制度の今後の利用予定

【調查名】 畜産物流通調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月11日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

- 【目 的】 本調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び 出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。
- 【調査の構成】 1-と畜場統計調査票(日別) 2-と畜場統計調査票(月別) 3-鶏卵流通統計調査票 4-食鳥流通統計調査票
- 【公 表】 と畜場統計調査票(日別): インターネット(e-Stat)(原則、調査が行われた日の当日)と畜場統計調査票(月別): 印刷物及びインターネット(e-Stat)(月報:調査実施月の下旬、年報:調査実施年の翌年3月末) 鶏卵流通統計調査票: 印刷物及びインターネット(e-Stat)(概要:調査実施年の3月上旬、詳細:調査実施年の翌年3月末) 食鳥流通統計調査票: 印刷物及びインターネット(e-Stat)(概要:調査実施年の翌年3月末)

#### 【調査票名】 1-と畜場統計調査票(日別)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)と畜場、地方公共団体 (属性)【1.又は2.のいずれか】1.と畜場法に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法の規定に基づく政令で定める市、2.都道府県等の知事又は市長の許可を受けて設置されたと畜場 (抽出枠)前年の畜産物流通調査(と畜場統計調査(月別))の結果より作成した「と畜場別肉畜処理実績一覧表」
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)51/264 (配布)オンライン・電話 (取集)オンライン・電話・ファックス (記入)併用 (把握時)と畜作業が行われた日 (系統)農林水産省-報告者、農林水産省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)と畜作業が行われた日 (実施期日)原則としてと畜作業が行われた日の当日
- 【調査事項】 豚及び成牛のと畜頭数。なお、成牛については、畜種(和牛、乳牛、交雑 牛及びその他の牛)別、性(めす及び去勢)別に把握を行う。

#### 【調査票名】 2-と畜場統計調査票(月別)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)と畜場、地方公共団体 (属性)【1.又は2. のいずれか】1.と畜場法に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法の規定に基づく政令で定める市、2.都道府県等の知事又は市長の許可を受けて設置されたと畜場 (抽出枠)前年の本調査の結果により作成した「と畜場別肉畜処理実績一覧表」
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)149 (配布)調査員・郵送 (取集)調査

員・郵送・オンライン・ファックス (記入)併用 (把握時)調査実施月の前月1か月間 (系統)農林水産省-地方農政局等-報告者、農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施月の上旬

【調査事項】 1.豚、牛(成牛・子牛別)及び馬のと畜頭数(なお、成牛については、 畜種(和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛)別、性(めす、去勢及びおす) 別に把握を行う。ただし、本調査対象のうち、と畜場統計調査(日別)の対象とされたと畜場については、と畜場統計調査(月別)の報告事項のうち、 と畜場統計調査(日別)で把握している事項の再報告は求めない。)2.子 牛及び馬の枝肉重量(都道府県別にと畜頭数を上位順に並べ、全国のと畜頭数に占める割合が5割を占める都道府県を選定の上、選定された都道府県において、調査協力が得られると畜場についてのみ把握する。)

#### 【調査票名】 3-鶏卵流通統計調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所等 (属性)鶏卵集出荷機関(集出荷団体、 集出荷業者、直接出荷する生産経営体等) (抽出枠)前年の本調査の結果 及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)315/2,065 (配布)調査員・郵送 (取集)調査員・郵送・オンライン・ファックス (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年の1年間(1月1日~12月31日) (系統)農林水産省-地方農政局等-報告者、農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査実施年の前年の12月上旬~調査実施年の1月末
- 【調査事項】 1.集出荷団体及び集出荷業者における県内から集荷した鶏卵の集荷量、 2.直接出荷する生産経営体における鶏卵の出荷量

## 【調査票名】 4-食鳥流通統計調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)処理場 (属性)食鳥処理場 (抽出枠)厚生労 働省が毎年公表している「食鳥処理場名簿(食鳥検査対象施設)」
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)145 (配布)調査員・郵送 (取集)調査員・郵送・オンライン・ファックス (記入)併用 (把握時)調査実施年の前年の1年間(1月1日~12月31日) (系統)農林水産省-地方農政局等-報告者、農林水産省-地方農政局等-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査実施年の2月上旬~3月中旬
- 【調査事項】 肉用若鶏、その他の肉用鶏及び廃鶏の処理量(生体の羽数及び重量)

【調査名】 企業行動に関するアンケート調査(試験調査)(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月16日

【実施機関】 内閣府 経済社会総合研究所 景気統計部

【目 的】 企業行動に関するアンケート調査を、グローバル化が進展した我が国企業の 行動をより的確に把握できるものに改善するため、同アンケート調査の改定に向 けた検討材料を得ることを目的として、国内外の事業展開、為替レート及び雇用 者数について調査を実施する。

【調査の構成】 1-企業行動に関するアンケート調査(試験調査)調査票

【公 表】 調査研究資料の一部として、印刷物及びインターネット(内閣府HP)で公表予定。

【調査票名】 1 - 企業行動に関するアンケート調査(試験調査)調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)東京、名古屋の証券取引所第一部 及び第二部上場企業 (抽出枠)上場企業名簿(会社四季報、東洋経済新報 社発行)に基づく東京、名古屋の証券取引所第一部及び第二部上場企業の内、 資本金100億円以上の企業

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)800/2,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年10月 (系統)内閣府-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年10月~同年11月

【調査事項】 1. 為替レート、2. 雇用者数、3. 国内外の事業展開

【調查名】 労働安全衛生調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月16日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

- 【目 的】 (労働安全衛生調査)本調査は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害 防止計画の重点施策を策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的とする。(実態調査)本調査は、労働者を取り巻く環境の著しい変化が災害発生の要因として大きく影響していると考えられる状況において、労働災害や職業性疾病等を防止し、快適な職場環境の形成を促進するため、危険有害業務等の労働者を取り巻く職場環境の変化の実態及びその労働者への影響を的確に把握し、労働災害防止対策等の適切な労働安全衛生上の対策を講じることが強く期待されている。平成27年に実施する実態調査においては、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の安全衛生教育や受動喫煙等の実施について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。
- 【調査の構成】 1 労働安全衛生調査 (実態調査)(事業所票) 2 労働安全衛生調査 (実態調査)(個人票)
- 【公 表】 インターネット(厚生労働省ホームページ、e-Stat)及び印刷物(概況:平成28年9月、調査結果報告書:平成29年3月)
- 【調査票名】 1-労働安全衛生調査 (実態調査 )(事業所票 )
  - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類による「農業, 林業」(林業に限る)、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)により作成された事業所リスト
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)14,000/990,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成27年10月3 1日現在(一部の事項:過去1年間(平成26年11月1日~平成27年1 0月31日)又は過去3年間(平成24年11月1日~平成27年10月3 1日)又は平成27年7月1日が含まれる1か月間を対象とする。(系統) 厚生労働省-報告者

【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月1日~11月20日

【調査事項】 1.企業及び事業所に関する事項、2.労働災害に関する事項、3.安全衛生管理体制に関する事項、4.危険性・有害性の低減に向けた措置(リスクアセスメント)に関する事項、5.安全衛生教育に関する事項、6.メンタルヘルス対策に関する事項、7.正社員以外の労働者対策に関する事項、8.腰痛予防対策に関する事項、9.受動喫煙防止対策に関する事項、10.有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項、11.長時間労働者に対する取組に関する事項、12.産業保健に関する事項

# 【調査票名】 2 - 労働安全衛生調査 (実態調査)(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類による「農業,林業」(林業に限る)「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者(以下「派遣労働者」という。) (抽出枠)事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)により作成された事業所リスト

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)19,000/37,300,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成27年10月31日現在(一部の事項:過去1年間(平成26年11月1日~平成27年10月31日)又は過去3年間(平成24年11月1日~平成27年10月31日)又は平成27年7月1日が含まれる1か月間を対象とする。(系統)厚生労働省-調査対象事業所-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月1日~11月20日

【調査事項】 1.労働者の属性等、2.安全衛生意識に関する事項、3.有害業務への 従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項、4.ヒヤリ・ハット 体験に関する事項、5.仕事や職業生活における不安やストレスに関する事 項、6.喫煙に関する事項 【調查名】 航空旅客動態調查(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月18日

【実施機関】 国土交通省航空局航空ネットワーク部空港施設課

【目 的】 本調査は、国内航空旅客の流動パターン、旅行目的、個人属性等の基礎的調査を行うとともに、空港のアクセス・イグレスの実態、航空運賃の実態等の基礎的データについての調査を行うことにより、国内線航空旅客の流動特性を把握し、今後の空港整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 航空旅客動態調査票

【公 表】 インターネット(国土交通省ホームページ及びe-Stat)により公表する。(速報:調査翌年の10月末、確報:調査翌々年10月末)

#### 【調査票名】 1 - 航空旅客動態調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)調査当日(調査年の10月及び11月の平日・休日各1日)に国内線定期便及び定時運航する不定期便を利用する旅客 (抽出枠)調査年の10月及び11月に国土交通省が設定する調査日(平日・休日各1日)に国内線定期便及び定時運航する不定期便を利用する旅客を対象とする。
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)560,000 (配布)調査員 (取集)調 査員 (記入)自計 (把握時)調査年の10月及び11月に国土交通省が 設定する調査日(平日・休日各1日) (系統)国土交通省-民間事業者(請 負業者)- 航空会社-報告者
- 【周期・期日】 (周期)2年 (実施期日)調査年の10月及び11月に国土交通省が 設定する調査日(平日・休日各1日)
- 【調査事項】 1.出発空港・出発地、2.出発空港までのアクセス交通機関・所要時間・交通費、3.空港到着時間、4.航空券・座席の種類、5.航空乗り継ぎ経路、6.到着空港・目的地、7.到着空港からのイグレス交通機関、8.旅行目的・旅行日数・国際線利用の有無、9.往復利用の有無、10.駐車場利用の有無、11.同伴者・見送り者数、12.性別・年齢・職業・年収・現住所・国籍

【調査名】 環境にやさしい企業行動調査(平成27年承認)

【承認年月日】 平成27年9月25日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境経済課

【目 的】 事業者における環境配慮の取組を促進することは今日の環境問題を解決し、 持続可能な経済社会を構築していく上で重要である。また、こうした取組を促進 するための効果的かつ効率的な施策を展開するためには、事業者における環境配 慮の取組状況を把握することが必要不可欠である。本調査は、我が国事業者の環 境配慮の取組等について調査を実施し、これらの動向を把握し、事業者における 環境配慮の取組を促進する施策を展開するための基礎資料を得ることを目的と する。

【調査の構成】 1 - 環境にやさしい企業行動調査調査票(調査票B)

【公 表】 環境省ホームページ、e-stat等 (平成28年5月)

【調査票名】 1 - 環境にやさしい企業行動調査調査票(調査票B)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)株式会社帝国データバンク 「COSMOS 2 (企業概要データベース)」に登録された全業種の事業者のうち、従業員数300人以上で、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の1部若しくは2部の上場企業又は従業員500人以上の非上場企業及び団体(抽出枠)株式会社帝国データバンク 「COSMOS 2 (企業概要データベース)」

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成26年度 (系統)環境省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年10月末~12月末

【調査事項】 1.調査対象事業者の概要、2.環境配慮経営の進捗状況等、3.環境マネジメントシステムの構築・運用、4.取引先との関係、5.環境負荷データの把握状況と目標の設定、6.環境に関する情報開示等、7.環境ビジネス、8.地球温暖化防止対策、9.環境会計、10.環境保全コスト

一般統計調査の中止

【調查名】 福祉事務所現況調査(平成27年通知)

【通知年月日】 平成27年9月16日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局総務課

- 【目 的】 本調査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき設置されている 福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)について、その組織及び活 動の現況を把握することにより、福祉事務所の運営指導等に関する基礎資料を得 ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく届出統計調査として昭和26年から平成16年まで毎年実施していたが、平成17年以降は調査を休止していた。その後、平成21年に統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受け、本調査を実施することとなった。

【調査の構成】 1 - 福祉事務所現況調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(調査年翌年3月下旬)

【備 考】 本調査については、今後の調査内容や頻度について再検討を行うため、当面 の間、中止するものである。

#### 【調査票名】 1 - 福祉事務所現況調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)福祉事務所 (属性)社会福祉法第14条に定める福祉に関する事務所及び同法附則第7項の経過規定に定める組織 (抽出枠)福祉事務所符号一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,244 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査年の10月1日 (系統)厚生労働省-都道府県・指定都市・中核市-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月第3月曜日~12月第1金曜日

【調査事項】 福祉事務所符号番号、 福祉事務所名、 所在地、 電話番号、 管内の状況、 所管区域、 支所数、 家庭児童相談室の設置状況、 特殊勤務手当の支給状況、 保健所・保健センタ・との関係、 職種別職員数等、生保担当査察指導員の経験年数、 生保担当現業員の経験年数、 福祉六法以外の福祉関係業務の所掌状況、 生保上における外部委託の状況、 他の協議会等との連絡調整状況、 成年後見制度利用支援事業の利用状況、 就労支援の実績、 福祉専門職(相談援助職)の採用について

届出統計調査の受理

(1)新規

【調査名】 ならの患者体験調査・医療機関調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月1日

【実施機関】 奈良県医療政策部保健予防課

- 【目 的】 平成25年3月に第2期がん対策推進計画を策定し、平成27年度は中間評価を実施する年度となっている。このため、本調査は、奈良県内医療機関を受診している患者及びがん診療を行っている医療機関・診療所に調査を行い、計画の進捗評価の基礎資料を得ることを目的とする。また、調査結果については、医療機関及び県民へ公表する。
- 【調査の構成】 1-ならの患者体験調査票 2-ならの在宅療養に関する診療所調査票 3-ならのがんリハビリテーションに関するアンケート調査票 4-ならのがん診療に関する拠点・支援病院調査票

## 【調査票名】 1-ならの患者体験調査票

- 【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)医療機関 (属性)奈良県内に所在する医療機関 (抽出枠)がん診断を行っている44医療機関に入院、通院中の患者
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/40,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年9月中 (系統) 奈良県-民間事業者-医療機関-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月1日~同年10月9日
- 【調査事項】 1.対象者の性別、診断時期等、2.対象者の治療状態、3.医療機関で受けた診断や治療について、4.地域連携について、5.今後の治療・療養について、6.相談支援・情報提供について、7.治療と就労について、8.全般的なことについて

## 【調査票名】 2-ならの在宅療養に関する診療所調査票

- 【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)医療機関 (属性)奈良県内に所在する医療機関 (抽出枠)がん診療を標榜している診療所
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)189/1,200 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年9月中 (系統)奈良県-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月1日~同年10月9日 【調査事項】 1.在宅ケア診療等の状態、2.病診連携について、3.在宅医療について

【調査票名】 3-ならのがんリハビリテーションに関するアンケート調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)医療機関 (属性)奈良県内に所在する医療機関 (抽出枠)県内全病院

 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)77 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成27年9月中 (系統)奈良県-民間事業者-報告者
【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月1日~同年10月9日
【調査事項】 1.リハビリテーションの状態、2.がんリハビリテーションの実施件数、

3. がんリハビリテーションに関する研修会の実績及び予定

#### 【調査票名】 4-ならのがん診療に関する拠点・支援病院調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)医療機関 (属性)奈良県内に所在する医療機関 (抽出枠)県内のがん診療連携拠点病院機能及び奈良県地域がん診療連携支援病院

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)8 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自 計 (把握時)平成27年9月中 (系統)奈良県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月1日~同年10月9日

【調査事項】 1.学療法チーム医療としての抗がん剤ばく露対策の整備状況について、

2.短期術後成績について

【調査名】 鳥取県正規・非正規雇用実態調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月1日

【実施機関】 鳥取県商工労働部雇用人材局就業支援課

【目 的】 本調査は、鳥取県内企業の正規職員採用に対する考え方、業種ごとの正規雇用の増減動向やその原因を分析し、正規雇用一万人チャレンジ計画策定(分野別の正規雇用目標、施策等)の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県正規・非正規雇用実態調査 (事業所調査票)

【調査票名】 1 - 鳥取県正規・非正規雇用実態調査 (事業所調査票)

【調査対象】 (地域)鳥取県全域 (単位)事業所 (属性)鳥取県内に所在する従業 員を5人以上雇用する事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス-活動調 査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/6,069 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年8月1日 (系統)鳥取県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年8月28日~同年9月11 日

【調査事項】 1.業況感、2.従業員数、採用状況・採用者募集ルート、3.従業員の 定着、育成、4.非正規社員の活用、正規社員への転換 【調査名】 短大・専門学校生の生活習慣に関する実態,意識調査(平成27年 届出)

【受理年月日】 平成27年9月1日

【実施機関】 福岡市中央区役所保健福祉センター健康課

【目 的】 本調査は、「健康日本21福岡市計画」の福岡市中央区における重点的取り組みである「アラウンド20!健活サポート事業(若い世代の健康づくり応援事業)」の実施のための施策検討の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-短大・専門学校生の生活習慣に関する実態,意識調査調査票

【調査票名】 1 - 短大・専門学校生の生活習慣に関する実態, 意識調査調査票

【調査対象】 (地域)福岡市中央区管内 (単位)個人 (属性)短期大学及び専門学校の学生 (抽出枠)福岡市中央区にある短期大学及び専門学校の学生

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)2,000/5,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年10月1日現在 (系統) 福岡市中央区-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年10月15日~同年11月 20日

【調査事項】 短大・専門学校生の生活習慣の実態に関すること

【調查名】 学校給食実施状況等調査附帯調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月2日

【実施機関】 長野県教育委員会事務局保健厚生課

【目 的】 本調査は、学校給食の実施状況等に関する実態を継続的に把握し、学校における食育推進のための基礎資料とするとともに、食育推進計画等の目標・指標の進捗管理、評価のための資料とする。また、食物アレルギー対応状況等を調査することにより、学校における食物アレルギー対応に関する指導の充実を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1-学校給食実施状況等調査附帯調査 調査票

【調査票名】 1 - 学校給食実施状況等調査附帯調査 調査票

【調査対象】 (地域)長野県全域 (単位)学校 (属性)市町村(学校組合)教育委員会及び県内の公立小学校、公立中学校、公立学校給食共同調理場、夜間定時制課程を置く県立高等学校、公立特別支援学校、公立幼稚園

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)(市町村(学校組合)教育委員会)82、(公立 小学校)375、(公立中学校)191、(公立学校給食共同調理場)77、 (夜間定時制課程を置く県立高等学校)16、(公立特別支援学校)19、(公立 立幼稚園)11 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)平成27年5月1日 (系統)長野県教育委員会事務局-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年9月1日~同月25日

【調査事項】 1.学校給食実施状況等、2.栄養教諭・学校栄養職員・学校給食調理員配置状況、3.学校給食業務外部委託状況、4.学校給食費徴収状況、5.公費負担状況、6.米飯給食実施状況、7.学校給食用食材の放射性物質検査実施状況、8.調理場別学校給食実施状況(食物アレルギー対応状況等含む。)

【調査名】 ぶどう「甲州」の栽培状況調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月3日

【実施機関】 山梨県農政部果樹食品流通課

【目 的】 本調査は、山梨県内の醸造用甲州種の栽培実態と農家の意向等を調査し、醸造用甲州種の圃場の流動化(貸借)の推進や生活振興について検討等を行う基礎 データとすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - ぶどう「甲州」の栽培状況調査 調査票

【調査票名】 1 - ぶどう「甲州」の栽培状況調査 調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (平成27年度 峡東地域、平成28年度 峡東地域以外) (単位)農家 (属性)ぶどう「甲州」を栽培する全農家 (抽出枠)甲州種を生産・販売している農家、甲州種を生産・販売している可能性がある農家

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約3700 (配布)調査員・郵送 (取集) 調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)毎年4月1日 (系統)山梨県-民間事業者-報告者

【周期·期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年5月1日~同年8月31日

【調査事項】 1.栽培者の年齢、2.甲州種の栽培面積、3.甲州種の醸造用、生食用の仕向割合、4.甲州種の今後の栽培に関する意向、5.栽培圃場毎の状況と意向、6.甲州種の栽培開始時期等

【調査名】 これからの図書館サービスのあり方に関するアンケート(平成27 年届出)

【受理年月日】 平成27年9月7日

【実施機関】 北九州市教育委員会中央図書館庶務課

- 【目 的】 本調査は、北九州市在住の市民に対し、図書館サービスに関するアンケート 調査を行い、これからの図書館サービスのあり方についての答申策定のための参 考資料の一つとして活用する目的として実施するものである。
- 【調査の構成】 1 「これからの図書館サービスのあり方」に関するアンケート 調査 票
- 【調査票名】 1 「これからの図書館サービスのあり方」に関するアンケート 調査票 (平成27年8月1日時点で市内に住民票がある20歳以上の人)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)平成27年8月1日時点で市内に住民票がある20歳以上の人 (抽出枠)住民基本台帳
  - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/802,128 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入時点 (系統) 北九州市-民間事業者-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年10月上旬~同月下旬
  - 【調査事項】 1.ひと月あたりの読本数、2.調査をするときの方法、3.本や雑誌の 入手方法、4.市立図書館の利用の有無、5.市立図書館の利用回数、6. 市立図書館での平均滞在時間、7.利用している市立図書館、8.市立図書 館の利用用途、9.市立図書館の選択理由、10.市立図書館までの交通用 具
- 【調査票名】 2 「これからの図書館サービスのあり方」に関するアンケート 調査票 (北九州市立図書館の利用者)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)北九州市立図書館の利用者 (抽出枠)図書館毎の来館者
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)425/2,777,622 (配布)職員 (取集)職員 (記入)自計 (把握時)調査票記入時点 (系統)北九州市-報告者
  - 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年10月上旬~同月下旬
  - 【調査事項】 1.ひと月あたりの読本数、2.調査をするときの方法、3.本や雑誌の 入手方法、4.市立図書館の利用の有無、5.市立図書館の利用回数、6. 市立図書館での平均滞在時間、7.利用している市立図書館、8.市立図書 館の利用用途、9.市立図書館の選択理由、10.市立図書館までの交通用

具

- 【調査票名】 3 「これからの図書館サービスのあり方」に関するアンケート 調査票 (北九州市内の高等学校に在籍する生徒)
  - 【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)北九州市内の高等学校に 在籍する生徒 (抽出枠)教育委員会で選定した高等学校の生徒
  - 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)280/27,158 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入時点 (系統)北九州市-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年10月上旬~同月下旬
  - 【調査事項】 1.ひと月あたりの読本数、2.調査をするときの方法、3.本や雑誌の 入手方法、4.市立図書館の利用の有無、5.市立図書館の利用回数、6. 市立図書館での平均滞在時間、7.利用している市立図書館、8.市立図書 館の利用用途、9.市立図書館の選択理由、10.市立図書館までの交通用 具

【調査名】 食ブランド認知度調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月11日

【実施機関】 福井県観光営業部ブランド営業課食の國福井グループ

【目 的】 本調査は、食ブランド化の取組みによって、福井県産食材や福井の食文化が 大都市圏へ周知されたかを測定し、実態を把握すると共に、来年度以降の事業展 開の方向性の一助にするための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食ブランド認知度調査調査票【首都圏】 2 - 食ブランド認知度調査調査票【中京圏】 3 - 食ブランド認知度調査調査票【関西圏】

## 【調査票名】 1 - 食ブランド認知度調査調査票【首都圏】

【調査対象】 (地域)首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) (単位)個人 (属性)15歳以上の当該地域居住者 (抽出枠)ネットアンケート企業の登録者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,650/55670000 【内訳】 東京都在住:610人(男305人、女305人)神奈川県在住:419人 (男210人、女209人)埼玉県在住:333人(男166人、女167 人)千葉県在住:288人(男144人、女144人) ただし、母集団の 大きさには中京圏、関西圏を含む。 (配布)オンライン (取集)オンラ イン (記入)自計 (把握時)調査実施日現在 (系統)福井県-民間事 業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限リ (実施期日)平成27年9月18日~同月下旬 【調査事項】 1.知っている食ブランド、2.知っている料理・食品 等

## 【調査票名】 2 - 食ブランド認知度調査調査票【中京圏】

【調査対象】 (地域)中京圏(愛知県、岐阜県、三重県) (単位)個人 (属性)1 5歳以上の当該地域居住者 (抽出枠)ネットアンケート企業の登録者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500 55670000 【内訳】 愛知県在住:326人(男163人、女163人) 岐阜県在住:92人(男46人、女46人) 三重県在住:82人(男41人、女41人) ただし、母集団の大きさには首都圏、関西圏を含む。 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施日現在 (系統)福井県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月18日~同月下旬 【調査事項】 1.知っている食ブランド、2.知っている料理・食品 等

【調査票名】 3-食ブランド認知度調査調査票【関西圏】

- 【調査対象】 (地域)関西圏(大阪府、京都府、兵庫県) (単位)個人 (属性)1 5歳以上の当該地域居住者 (抽出枠)ネットアンケート企業の登録者
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)850 55670000 【内訳】大阪府在住:441人(男220人、女221人) 京都府在住:131人(男66人、女65人) 兵庫県在住:278人(男139人、139人) ただし、母集団の大きさには首都圏、中京圏を含む。(配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施日現在 (系統)福井県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月18日~同月下旬 【調査事項】 1.知っている食ブランド、2.知っている料理・食品 等 【調査名】 青森県男女共同参画に関する意識調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月14日

【実施機関】 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

【目 的】 本調査は、男女共同参画に関する県民の意識や実態を把握し、次期(第4次) あおもり男女共同参画プラン21の策定の基礎資料とするとともに、今後の男女 共同参画社会の実現に向けた施策の参考資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 青森県男女共同参画に関する意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 青森県男女共同参画に関する意識調査 調査票

【調査対象】 (地域)青森県全域 (単位)個人 (属性)青森県内に在住する満20 歳以上の男女 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/1,131,000 (配 布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年10月23 日 (系統)配布:青森県-報告者、回収:報告者-青森県

【周期・期日】 (周期)不定期 (概ね5年) (実施期日)平成27年10月23日 ~同年11月5日

【調査事項】 1,夫婦の役割分担、2.仕事・家庭生活等の優先度(現実) 3.配偶者への被害経験の有無と頻度、4.配偶者からの暴力の相談、5.配偶者からの暴力の相談をしなかった理由

【調査名】 県産食材ニーズ調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月18日

【実施機関】 山梨県農政部果樹食品流通課

【目 的】 山梨県産食材の地産地消、地産訪消を促進するため、県産食材の県内におけるニーズ調査を行うことにより、県産食材の供給面での課題、実需者の要望、新たな需要を生み出す品目の発掘などを行う一助とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-県産食材ニーズ調査 調査票

【調査票名】 1-県産食材ニーズ調査 調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (単位)事業所 (属性)1.レストラン・飲食店、 2.ホテル・旅館、3.食品加工業者、4.学校給食関係者 (抽出枠)委 託機関作成名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出及び有意抽出 (客体数)700/9,900 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年9月中旬 (系統)山梨県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月中旬~同年10月2日

【調査事項】 1. 県内で流通が期待される品目(30品目程度)に係る利用実態、2. 利用する(利用していない)理由、3. 仕入れ状況等

【調査名】 北九州市の特別支援教育に関する調査(企業向け ) 平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月18日

【実施機関】 北九州市教育委員会事務局指導部特別支援教育課

【目 的】 本調査は、障害のある子どもに対する就労支援の充実に資するため、企業に対する調査を行い、その結果を踏まえて今後の施策の在り方について考察することを目的とする。

【調査の構成】 1-北九州市の特別支援教育に関する調査(企業向け)調査票

【調査票名】 1-北九州市の特別支援教育に関する調査(企業向け)調査票

【調査対象】 (地域)北九州市、京都郡、直方市、中間市及び遠賀郡 (単位)企業 (属性)調査対象地域に本社のある従業員数50人以上の企業 (抽出枠)平成26年6月1日現在の福岡県内民間企業の障害者雇用状況報告企業一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)800 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成27年9月 (系統)北九州市教育委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年9月

【調査事項】 1.企業の業種や従業員数、2.障害者雇用の有無等、3.法定雇用率の 達成状況、4.障害者雇用納付金関係助成金制度の活用状況等 【調査名】 北九州市の特別支援教育に関する調査(保護者向け)(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月29日

【実施機関】 北九州市教育委員会事務局指導部特別支援教育課

【目 的】 本調査は、障害のある子どもに対する特別支援教育の更なる充実に資するため、保護者に対する調査を行い、その結果を踏まえて今後の施策の在り方について考察することを目的とする。

【調査の構成】 1-北九州市の特別支援教育に関する調査(保護者向け)調査票

【調査票名】 1-北九州市の特別支援教育に関する調査(保護者向け)調査票

【調査対象】 (地域)北九州市 (単位)個人 (属性)市立特別支援学校、特別支援 学級あるいは通級指導教室に通う児童生徒の保護者 (抽出枠)市立特別支 援学校、特別支援学級あるいは通級指導教室に通う児童生徒の保護者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,000 (配布)その他(学校) (取集) その他(学校) (記入)自計 (把握時)平成27年10月 (系統)北 九州市教育委員会-学校-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成27年10月

【調査事項】 1.子どもの通学先等の状況、2.特別支援教育に係る相談先機関等

届出統計調査の受理

(2)変更

【調査名】 労働条件・労働福祉実態調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月3日

【実施機関】 愛知県産業労働部労政局労働福祉課

【目 的】 本調査は、愛知県内企業における労働時間などの労働条件や労働者の福利厚生(ソフト面)に係る制度の導入・利用の実態を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1-労働条件・労働福祉実態調査 調査票

【調査票名】 1-労働条件・労働福祉実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類のうち次の産業分類に属し、従業員10人以上の民営事業所で、愛知県内に本社(本店)のある事業所及び単独事業所/D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業.郵便業、I卸売業.小売業、J金融業.保険業、K不動産業.物品賃貸業、M宿泊業.飲食サービス業、N生活関連サービス業.娯楽業、P医療.福祉(医療業のみ)、Q複合サービス事業、Rサービス業(政治・経済・文化団体、宗教、外国公務、その他のサービス業を除く) (抽出枠)事業所母集団データベース(平成26年次フレーム(速報))から作成した事業所リスト

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/29,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)7月31日現在(直近の1年間) (系統)愛知県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月中旬~11月25日

【調査事項】 1.企業の常用労働者数、業種、2.労働時間・週休制・年次有給休暇、3.ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) 4.就業形態の多様化

【調查名】 東京都福祉保健基礎調查(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月7日

【実施機関】 東京都福祉保健局総務部総務課

【目 的】 本調査は、東京都内における高齢者の生活実態を明らかにし、高齢者福祉施 策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-東京都福祉保健基礎調査 調査票

【調查票名】 1-東京都福祉保健基礎調查 調查票

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)個人 (属性)東京都内に居住する調査基準日現在65歳以上の高齢者 (抽出枠)住民基本台帳 (都内全体 53 34地区)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/2,936,928 (配 布)調査員 (取集)調査員 (記入)併用 (把握時)平成27年10月 14日 (系統)東京都-統計調査員-報告者

【周期·期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年10月中旬~11月中旬

【調査事項】 1.基本事項、2.健康、3.医療、4.介護サービス等、5.認知症、6.住まい、7.コミュニケーション、8.不安や悩み事、9.社会参加、10.就労、11.経済状況、12.行政への要望

【調査名】 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月7日

【実施機関】 山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

【目 的】 本調査は、男女共同参画に関する県民の意識と実態を調査し、「山梨県男女共同参画計画」の策定や男女共同参画に関する施策を進めるための基礎資料とすることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (単位)本調査は、男女共同参画に関する県民の意識と実態を調査し、「山梨県男女共同参画計画」の策定や男女共同参画に関する施策を進めるための基礎資料とすることを目的として実施するものである。 (属性)20歳以上の県民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年9月17日~同月30日(年齢にあっては同月1日) (系統)山梨県-委託業者-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年9月17日~同月30日

【調査事項】 1.属性、2.男女平等・男女の地位について、3.仕事と家庭・社会活動とそのバランスについて、4.女性の活躍推進について、5.男女共同参画社会に向けて、6.人権について、7.DVについて

【調査名】 県民の健康に関するアンケート(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月10日

【実施機関】 埼玉県保健医療部健康長寿課

【目 的】 本調査は、埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育 推進計画の推進状況の把握に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民の健康に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 県民の健康に関するアンケート調査票

【調査対象】 (地域)埼玉県全域 (単位)個人 (属性)11月1日現在20歳以上の男女 (抽出枠)国民健康・栄養調査の調査対象名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)402/6,000,000 (配布) 調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在 (系 統)埼玉県-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月1日~同月30日

【調査事項】 1.食事の状況、2.「食育」に対する関心、3.「食事バランスガイド」に対する理解度、4.歯科検診の受診歴、5.「食べ方」に対する関心、6. 睡眠による休養の状況、7.ロコモティブシンドロームの認知度、8.COPDの認知度

【調査名】 県民健康・栄養実態調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月11日

【実施機関】 新潟県福祉保健部健康対策課

【目 的】 本調査は、新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画 の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-身体状況調査票 2-栄養状況調査票 3-生活習慣調査票

#### 【調査票名】 1-身体状況調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)個人 (属性)1歳以上の男女 (抽出枠) 保健所毎に管内人口に応じた調査地区数を設定し、調査地区は平成27年国 民生活基礎調査調査地区または平成22年国勢調査調査区から選定

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,700/2,298,000 (配 布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成27年11月 1日 (系統)新潟県-調査員(保健所)-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年11月1日~同年11月30日 【調査事項】 1.身長、2.体重、3.血圧測定、4.問診(運動、服薬状況)

#### 【調査票名】 2 - 栄養状況調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)個人 (属性)1歳以上の男女 (抽出枠) 保健所毎に管内人口に応じた調査地区数を設定し、調査地区は平成27年国 民生活基礎調査調査地区または平成22年国勢調査調査区から選定

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,700/2,298,000 (配 布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成27年11月 1日 (系統)新潟県-調査員(保健所)-報告者

【周期·期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年11月1日~同年11月30日 【調査事項】 1.世帯状況、2.食事状況、3.食物摂取状況

## 【調査票名】 3-生活習慣調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)個人 (属性)1歳以上の男女 (抽出枠) 保健所毎に管内人口に応じた調査地区数を設定し、調査地区は平成27年国 民生活基礎調査調査地区または平成22年国勢調査調査区から選定

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,700/2,298,000 (配 布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成27年11月 1日 (系統)新潟県-調査員(保健所)-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成27年11月1日~同年11月30日 【調査事項】 1.身体活動・運動、2.食生活、3.喫煙、4.飲酒、5.歯の健康、 6.がん検診の受診状況等

【調査名】 県民健康実態調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月17日

【実施機関】 茨城県保健福祉部保健予防課

【目 的】 本調査は、茨城県民の健康づくりに対する取組の状況等を把握するとともに、 茨城県の健康増進計画である「第2次健康いばらきプラン」に規定されている指標項目の現状値を算出するための基礎データを収集することを目的とする。

【調査の構成】 1-平成27年度 県民健康実態調査 調査票

【調査票名】 1-平成27年度 県民健康実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)2次保健医療圏ごとに1地域(市町村)を選出し、県内9地域(市町村)を対象とする。 (単位)個人 (属性)2次保健医療圏ごとに1地域(市町村)を選出し、県内9地域(市町村)を対象とする地域に居住する、調査実施年の4月1日現在で満15歳以上80歳未満の男女。 (抽出枠)9地域(市町村)で、住民基本台帳及び選挙人名簿を元に、選定

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,040 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年4月1日 (系統)茨城県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月中旬~配布した後、2週間後

【調査事項】 1.報告者の属性、2.健康意識、3.食生活習慣、4.運動習慣、5. 休養・ストレス、6.喫煙・飲酒、7.健康管理、8.歯の健康について 【調査名】 山口県鉱工業生産動態統計調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月17日

【実施機関】 山口県総合政策部統計分析課

【目 的】 本調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料 を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山口県鉱工業生産動態統計調査票

【調査票名】 1-山口県鉱工業生産動態統計調査票

【調査対象】 (地域)山口県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の鉱業、 採石業、砂利採取業又は製造業に属する事業所のうち知事が指定する事業所 (抽出枠)調査対象品目(工業統計調査における出荷額の構成比率の高い品 目で、経済産業省生産動態統計調査や他省庁の既存統計調査の対象となって いない品目)について生産を行う代表的な(選定品目の出荷比率が高いもの) 事業所を選定。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)22/3,800 (配布)郵送 (取集) 郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)山口県-報告者

【周期・期日】 (周期)毎月 (実施期日)翌月15日

【調査事項】 1.生産数量、2.出荷数量、3.在庫数量

【調査名】 愛媛県産業廃棄物実態等調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月18日

【実施機関】 愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

- 【目 的】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の 5の規定に基づく廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内における産業 廃棄物の発生、処理状況等を調査し、その現状分析と将来予測を行うとともに、 廃棄物等に関する意識調査及び資源循環促進税に関する調査を実施することを 目的とする。
- 【調査の構成】 1-産業廃棄物処理実態等調査票(建設業以外) 2-産業廃棄物処理 実態等調査票(建設業) 3-廃棄物等に関する意識調査票 4-資源循 環促進税に関する調査票(排出事業者用) 5-資源循環促進税に関する 調査票(産廃処理業者用)
- 【調查票名】 1-産業廃棄物処理実態等調查票(建設業以外)
  - 【調査対象】 (地域)愛媛県全域(ただし、建設業については、他都道府県を含む。) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「農業,林業」 のうちの「林業」、「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」のうちの「鉱業」 「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」のうちの「電気業」及び「水道 業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険 業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊 業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」 「医療,福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」並びに「公務」に属する 事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス・活動調査(総務省統計局)、 県が作成した事業所名簿(電気,水道業、教育,学習支援業、医療,福祉)
  - 【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)3,400/59,000 (配布)民間事業者(委託業者) (取集)民間事業者(委託業者) (記入) 自計 (把握時)平成26年度1年間の実績 (系統)愛媛県-民間事業者 - 報告者
  - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月16日~同年12月18 日
  - 【調査事項】 1.事業所概要に関すること、2.産業廃棄物の発生量に関すること、3. 自社での中間処理状況に関すること、4.自社での中間処理以外の処理状況 に関すること
- 【調査票名】 2 産業廃棄物処理実態等調査票(建設業)

【調査対象】 (地域)愛媛県全域(ただし、建設業については、他都道府県を含む。)

(単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」 (抽出枠)平成24年経済センサス・活動調査(総務省統計局)(一社)日本建設業連合会会員名簿

- 【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)600/6,000 (配布) 民間事業者(委託業者) (取集)民間事業者(委託業者) (記入)自計 (把握時)平成27年11月16日~同年12月18日(任意の1日) (系統)愛媛県-民間事業者-報告者
- 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月16日~同年12月18 日
- 【調査事項】 1.事業所及び工事概要に関すること、2.産業廃棄物の発生量に関すること、3.自社での中間処理状況に関すること、4.自社での中間処理以外の処理状況に関すること

## 【調査票名】 3 - 廃棄物等に関する意識調査票

- 【調査対象】 (地域)愛媛県全域(ただし、建設業については、他都道府県を含む。) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「農業,林業」のうちの「林業」「漁業」「鉱業,採石業,砂利採取業」のうちの「鉱業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」のうちの「電気業」及び「水道業」「情報通信業」「運輸業,郵便業」「卸売業,小売業」「金融業,保険業」「不動産業,物品賃貸業」「学術研究,専門・技術サービス業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「教育,学習支援業」「医療,福祉」「複合サービス事業」「サービス業」並びに「公務」に属する事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス・活動調査(総務省統計局)(一社)日本建設業連合会会員名簿、県が作成した事業所名簿(電気,水道業、教育,学習支援業、医療,福祉)
- 【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)4,000/65,000 (配布)民間事業者(委託業者) (取集)民間事業者(委託業者) (記入) 自計 (把握時)平成27年11月16日~同年12月18日(任意の1日) (系統)愛媛県-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月16日~同年12月18 日
- 【調査事項】 1.産業廃棄物発生量の将来の見通しに関すること、2.産業廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルへの取組みに関すること、3.環境に関する取組みに関すること、4.環境に配慮した製品等の販売に関すること(小売業のみ)

- 【調査票名】 4 資源循環促進税に関する調査票(排出事業者用)
  - 【調査対象】 (地域) 愛媛県全域(ただし、建設業については、他都道府県を含む。) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「農業,林業」 のうちの「林業」、「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」のうちの「鉱業」 「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」のうちの「電気業」 及び「水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金 融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス 業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育, 学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」並びに「公 務」に属する事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス・活動調査(総務 省統計局)(一社)日本建設業連合会会員名簿、県が作成した事業所名簿(電 気,水道業、教育,学習支援業、医療,福祉)
  - 【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)4,000/65,000 (配布)民間事業者(委託業者) (取集)民間事業者(委託業者) (記入) 自計 (把握時)平成27年11月16日~同年12月18日(任意の1日) (系統)愛媛県-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月16日~同年12月18 日
  - 【調査事項】 1.産業廃棄物処理の状況等に関すること、2.資源循環促進税の導入の事実に関すること、3.資源環境促進税の導入に伴う取組みに関すること、4.資源循環促進税の制度に関すること
- 【調査票名】 5 資源循環促進税に関する調査票(産廃処理業者用)
  - 【調査対象】 (地域)愛媛県全域(ただし、建設業については、他都道府県を含む。) (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「サービス業(他 に分類されないもの)」のうちの「廃棄物処理業(産業廃棄物処分業者、特 別管理産業廃棄物処分業)」 (抽出枠)産業廃棄物処分業者名簿及び特別 管理産業廃棄物処分業者名簿(愛媛県)産業廃棄物処分業者名簿及び特別 管理産業廃棄物処分業者名簿(松山市)
  - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)250 (配布)民間事業者(委託業者) (取集)民間事業者(委託業者) (記入)自計 (把握時)平成27年11月 16日~同年12月18日(任意の1日) (系統)愛媛県-民間事業者-報告者
  - 【周期·期日】 (周期)5年 (実施期日)平成27年11月16日~同年12月18 日
  - 【調査事項】 1.事業所の概要に関すること、2.処理等を行った産業廃棄物に関する

# こと、3.資源循環促進税の制度に関すること

【調査名】 県民健康・栄養調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月25日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目 的】 本調査は、県民の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とすることを目的とする。併せて、「かながわ健康プラン21(第2次)」で設定した目標の基準値、目標達成度の評価にも活用し、健康増進に関する情報提供を行う。

【調査の構成】 1-健康に関する意識調査票(15歳以上の方用)

【調査票名】 1-健康に関する意識調査票(15歳以上の方用)

【調査対象】 (地域)神奈川県全域 (単位)個人 (属性)神奈川県内在住の満15 歳以上の男女 (抽出枠)県内の国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,000/8,000,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)神奈川県が指定する平成27年11月中の1日 (系統)神奈川県-調査員(保健所)-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (原則として5年(ただし、平成25年から27年は毎年実施)) (実施期日)平成27年11月1日~同月30日

【調査事項】 1.普段の生活について、2.健康状態について、3.飲酒、喫煙について、4.歯について、5.健康づくりに関する情報・活動

【調査名】 民間資源回収実態調査(平成27年届出)

【受理年月日】 平成27年9月25日

【実施機関】 福井県安全環境部循環社会推進課

【目 的】 本調査は、民間のリサイクルの実態を調査することにより、福井県のリサイクルの現状を把握し、今後のリサイクル推進の施策展開に反映させることを目的する。

【調査の構成】 1-民間資源回収実態調査帳票( 小売店用) 2-民間資源回収実態調査帳票( 古紙回収業者用)

【調査票名】 1-民間資源回収実態調査帳票( 小売店用)

【調査対象】 (地域)福井県全域 (単位)事業所 (属性)経済センサスの産業分類 に掲げる大分類「卸売業、小売業」のうち、中分類「各種商品小売業」に属 する事業所並びに中分類「飲食料品小売業」の小分類「管理、補助的経済活 動を行う事業所」、小分類「各種食料品小売業」及び小分類「その他の飲食 料品小売業」に属する法人の事業所(以下、「スーパーマーケット等の小売 店」という。) (抽出枠)経済センサスの事業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成26年4月1日~平成27年3月31日 (系統)福 井県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)9月~11月

【調査事項】 1.事業所の概要、2.資源の店頭回収の有無、3.資源ごとの店頭回収 量、4.資源の処理方法

【調査票名】 2 - 民間資源回収実態調査帳票( 古紙回収業者用)

【調査対象】 (地域)福井県全域 (単位)事業所 (属性)経済センサスの産業分類 に掲げる大分類「卸売業、小売業」のうち、中分類「建築材料、鉱物・金属 材料等卸売業」の小分類「再生資源卸売業」に属する法人の事業所(以下、「民間古紙回収業者」という。) (抽出枠)経済センサスの事業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)100 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成26年4月1日~平成27年3月31日 (系統)福 井県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)9月~11月

【調査事項】 1.事業所の概要、2.古紙回収の有無、3.古紙類の回収量